

番号	氏名	住所	公述要旨	公述に対する計画案作成者の見解
2	[REDACTED]	久茂地2 [REDACTED]	<p>意見の要旨：</p> <p>1) 地域住民への説明が不徹底 2) 説明会参加住民の声が反映されていない。 3) 立ち退き、営業補償がはっきりしない。 4) 工事期間の不安 5) 完成後の交通量試算の不確実性 6) 安木屋横の5叉路廃止への不信</p> <p>理由：</p> <p>1) 地域住民への説明が不徹底。 概要：一銀通り、久茂地川沿いは交通渋滞の難所。工事中の交通網の分断は住民のみならず通勤、営業への影響が計り知れない。それにも関わらず、説明会は旧久茂地小学校周辺に限られ、久茂地川沿線沿いや通り会にもない。</p> <p>2) 説明参加住民の声が反映されていない。 概要：①行政がメモや録音をとってる様子がなく、那覇市行政の三役にその時の声が届き、且つ反映されているのか不透明。その結果、反省なく同じ説明会が繰り返されている。 ②審議会に住民代表が何人入るのか？入らないのか不透明。久茂地地域の生活者、営業者は将来に不安を抱えている。</p>	<p>(計画案作成者の見解)</p> <p>1) 「地域住民への説明が不徹底」、2) 「説明会参加住民の声が反映されていない」について</p> <p>久茂地小学校の統廃合に伴い、那覇広域都市計画特別用途地区（前島久茂地文教地区）により規制されてきたキャバレー等の風俗営業に関する用途規制がなくなることから、文教地区に代わる新たなまちづくりのルールについて、これまで地域の皆様と検討を重ねてまいりました。平成27年度には、久茂地・牧志地区の皆様を中心としたワークショップを4回開催しながら、都市計画法による地区計画制度を活用することで「集い・育む・職・住文化共栄のまち」の将来像を目標とする「久茂地地区まちづくり計画」を策定いたしました。また、平成28年度には、策定したまちづくり計画の報告会及び、地区の新たなルールとなる地区計画の具体的な内容を検討するための勉強会を3回開催し、会場でいただいたご意見等についてとりまとめて計画に反映させております。開催したワークショップや勉強会の内容等については、その都度、対象区域の土地建物の権利者（約600名）へ「ワークショップだより」や「勉強会だより」を郵送するとともに、那覇市のホームページにも掲載し広く市民の皆様へ周知を図っております。</p> <p>また、一銀線の拡幅に関する都市計画変更に関しては、平成28年度に、拡幅により直接の影響を受ける可能性のある84件分の土地建物権利者に対して、文書等により連絡を取り、連絡のついた64件分の権利者に対して道路や用途地域等の変更内容について個別に説明を行ってまいりました。</p> <p>平成29年3月からは、都市計画の変更手続きとしての3回の住民説明会を開催しておりますが、開催の案内文書については、土地建物の権利者への郵送に加えて、地区計画の予定範囲の約1,200戸の住居、店舗、事務所等へ個別配布を行っております。なお、第3回目の説明会につきましては、第2回目の説明会の際にご要望のあった一銀線の沿線範囲を中心にご案内するとともに、店舗等を営業されている方々にも参加しやすい日時として、平日昼間に開催いたしました。なお、通り会への案内につきましては、案内文書の配布範囲にお住まいの通り会会員へのご案内で替えさせていただいたことをご了承ください。</p>

那覇広域都市計画道路一銀線に係る都市計画公聴会における公述要旨及び公述に対する計画案作成者の見解

番号	氏名	住所	公述要旨	公述に対する計画案作成者の見解
2	[REDACTED]	久茂地2 [REDACTED] [REDACTED]	<p>3)立ち退き、営業補償がはっきりしない。 概要：多くの方が住んでいるが、お一人ひとりの補償条件が違う。生活が脅かされ営業がどうなるのか？残地がどの位？営業補償の有無、細かい配慮が全くない。</p>	<p>次に、これまでに開催したワークショップや勉強会、説明会等につきましては、その内容を記録し、いただいたご意見等を踏まえ、地区計画の案の作成、一銀線及び用途地域等の変更案の作成を行っております。また、地域住民の方々からのご意見や計画案の内容につきましては、適宜、市長、副市長へも報告しております。</p> <p>都市計画の変更の内容を審議していただく、那覇市都市計画審議会につきましては、都市計画法第77条の2第1項及び第3項の規定に基づき設置されており、那覇市都市計画審議会条例第3条に基づき、学識経験者7名、市議会議員5名、本市を除く関係行政機関又は県の職員2名、市民2名の計16名で構成されております。同審議会は、個別の案件毎に設置されるものではなく、各委員は、審議する案件について利害関係を有する場合には当該案件に係る審議には参加できない規定となっているなど、公平公正な立場から審議をいただくこととなっております。委員の任期は2年となっております。</p> <p>3) 「立ち退き、営業補償がはっきりしない」について</p> <p>一銀線の道路拡幅に伴い、直接用地補償の影響を受けるであろう84件分の土地、建物権利者に対しては文書を発送するなどの方法で連絡を取り、連絡の取れた64件分の権利者に対して、都市計画道路の変更内容について個別に説明を行っております。その際、道路拡幅後の残地につきましても、都市計画の変更案の段階では、詳細な測量等を実施していないことから、あくまで参考であることをお断りした上で、図面上での計測したおおよその残地の区域や形状等をお伝えしております。</p> <p>なお、平成27年度に開催したワークショップでの意見を踏まえ作成した「久茂地地区まちづくり計画」に基づき、一銀線の道路拡幅に併せて都市計画の用途地域を第一種住居地域から商業地域へ変更する予定です。このことにより建ぺい率、容積率が増加することから、残地の円滑な利活用及び建物の現地での建て替えの可能性等が高まるような変更案となっております。また、営業補償につきましては、事業を実施する際に、土地や建物の補償調査と併せて調査し補償額を算定することなどから、現時点では具体的な説明が出来ないこと等を、説明会及び個別説明の場においてお伝えしております。</p>

番号	氏名	住所	公述要旨	公述に対する計画案作成者の見解
2	[REDACTED]	久茂地2 [REDACTED]	<p>4) 工事期間の不安</p> <p>概要: ①これまで、久茂地川にある美栄橋、久茂地橋、久美橋の改修すべて予定期間内に終了していない。久茂地橋は10年前に改修したばかりで、又改修である。</p> <p>②現在、資材の高騰、人で不足があり、工事期間2年半は甘過ぎる計画である。</p> <p>5) 交通渋滞に関して</p> <p>概要: 都市計画部が試算する将来の交通量計算に①一銀通り週末の混在(国際通りから58号線まで車は数珠つなぎ)②日曜日の国際通りの歩行者天国の影響、③久茂地橋歩行者横断青信号時間(約20秒、歩行者は橋の途中で信号1回待ち)が加味されていない。</p>	<p>4) 「工事期間の不安」について</p> <p>2年半という工事期間につきましては、道路の工事期間ではなく、新文化芸術発信拠点施設の建設にかかる工事期間であると思われます。一銀線の道路拡幅につきましては、都市計画変更の告示後に事業認可を取得し、その後、詳細な設計、土地建物の補償等を行いながら整備を行う予定であります。一般的な道路事業の事業認可期間は、当初、7年間で取得するのが一般的であります。補償の対象となる権利者の皆様や地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、出来るだけ早期に工事が完了するよう努めてまいります。</p> <p>なお、久茂地橋につきましては、懸念されているような大がかりな改修計画(架け替え等)はありません。当該交差点については、信号処理方法の変更による通行方法の変更で交通処理能力及び横断する歩行者の安全性を高める計画ですが、その際に通行方法を明示する路面表示を変更する等の軽微な工事に対応可能と考えております。</p> <p>5) 「交通渋滞に関して」について</p> <p>道路の設計を行う際には、将来の平均日当たり交通量をもとに設計することが一般的であります。今回の設計を行うにあたっては、沖縄県が実施した「沖縄本島中南部都市圏パーソントリップ調査」における平成42年の将来交通量(約7,100台/日)と、現況の交通量調査(平成27年11月12日(木)実施)に基づく交通量(約8,700台/日)を比較し、交通量が多かった現況の交通量を根拠として採用いたしました。その数値に、新文化芸術発信拠点施設の開館に伴い増加が見込まれる交通量を加味し、車線数や幅員、右折帯の長さ等について決定しております。</p> <p>なお、久茂地橋交差点の信号処理方法及び、橋上部の通行方法を変更することについては、公安委員会の了解を得ており、歩行者信号の青時間等についても変更することで、より人に優しい交差点となるよう検討してまいります。</p>

番号	氏名	住所	公述要旨	公述に対する計画案作成者の見解
2	[REDACTED]	久茂地2 [REDACTED] [REDACTED]	<p>6)安木屋横の5叉路廃止への不信 概要:法的に5叉路がいけないのなら那覇市役所前の5叉路容認は行政の片手おち。</p>	<p>6)「安木屋横の5叉路廃止への不信」について 道路の構造、技術基準を定めた道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)第27条第1項において、「道路は、駅前交通広場等特別な箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。」と定められております。今回の変更案を作成するに当たりましても公安委員会と協議をしておりますが、今回の拡幅整備に併せて5叉路の解消を図るよう意見をいただいております。</p> <p>安木屋横の道路(以下「当該道路」という。)の通行方法など、道路の運用につきましては、都市計画決定の対象となる事項ではないことから、引き続き地域住民の方々と意見交換を行いながら、公安委員会との協議を行う方針であります。</p> <p>また、当該道路は、二輪車(バイク)の通り抜けも多く、歩行者にとって危険な状態であることから、一銀線と市道牧志前島線(ニューパラダイス通り)をつなぐ幅員6mの取付道路を整備することで、二輪車(バイク)を取付道路へ誘導し、地域内の安全性向上を図るとともに、地域内の約20世帯の方の自動車の通行については、迂回していただくことにより、信号制御された交差点からの出入りとなり、地域全体の安全な通行が可能となるものと考えております。</p> <p>なお、那覇市役所前交差点につきましては、5本の道路全てが幹線道路や主要な市道として本土復帰前より一般利用されており、信号制御を行いながら運用されている状態となっております。</p> <p>以上が、[REDACTED]様の公述の内容に対します見解であります。</p>